

(事務連絡)

平成29年4月28日

社会福祉法人 代表者 様

京都市保健福祉局
保健福祉部監査指導課長
(企画担当 744-1153)

京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室
児童施設監査指導課長
(監査指導担当 251-8993)

社会福祉充実計画の承認申請について

平素は、本市社会福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度決算額に基づく算定により社会福祉充実残額（以下「充実残額」という。）が生じる社会福祉法人においては、平成29年6月30日（金）までに本市に対し、「社会福祉充実計画」（以下「計画」という。）の承認申請を行っていただく必要があります。

つきましては、計画策定の対象となる法人におかれましては、下記を御参照のうえ、手続を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 計画の策定及び承認申請の流れ

下記及び図「社会福祉充実計画の策定及び承認申請の流れ」の手順に沿って、充実残額の算定及び計画の策定・承認申請を行ってください。

なお、詳細については、平成29年1月24日付け国通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）のとおりですので、当該事務処理基準を必ず確認するようにしてください。

(1) 社会福祉充実残額の算定【図の①】

○ 平成28年度決算額に基づく充実残額の算定を行ってください。

※ 既に平成28年度決算見込額に基づく「社会福祉充実残額算定シート」を提出済みの法人においても、平成28年度決算の確定額に基づく算定が必要となります。

○ なお、「財務諸表等電子開示システム」の本格稼働に伴い、「社会福祉充実残額算定シート」の殆どの項目については、同システムに財務諸表等の情報を入力することにより自動入力され、インターネット経由で本市に届け出ていただくこととなります。

※ 財務諸表等電子開示システムの本格稼働に関する内容は、別途周知します。

(2) 社会福祉充実計画原案の作成【図の②】

- (1) で充実残額が生じた場合は、「社会福祉充実計画」(別紙1)により計画原案を作成してください。
- 計画原案作成に係る詳細については、必ず事務処理基準を参照してください。なお、計画に位置付けるべき事業等については、以下のとおりとなっておりますので、御確認ください。

ア 計画に位置付けるべき事業について

- (ア) 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。
- (イ) 社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①社会福祉事業、②地域公益事業、③公益事業の順に、その実施について検討を行わなければならない、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。
- (ウ) また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談のうえ、必要な手続を行うこと。

イ 社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする計画案の承認について

社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする計画案については、各福祉分野別の行政計画との関係において実現可能な内容である必要があります。

このため、本市において各行政計画との整合性について審査する中で、計画案の修正をお願いすることがあります。

また、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする計画案を承認したことをもって、将来の施設整備費補助や、事業所指定等を法人に対して確約するものではありません。それぞれ必要な協議を所管課と行ってください。

(3) 地域公益事業に関する意見聴取(同事業を実施する場合のみ)【図の③】

- (2) で「地域公益事業」(日常生活・社会生活上の支援を要する地域の住民に、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する事業)を実施する内容の計画原案を作成する場合は、予め地域の関係者等への意見聴取(※)が必要となります。
- ※ 国が示す「地域協議会」に該当するものですが、本市においては、各区に設置されている「区地域福祉推進委員会」(以下「推進委員会」という。)の場を活用し、各法人が同委員会の委員への意見聴取を行う方法となります。
- 該当する法人においては、事業実施区域の推進委員会に出席のうえ、意見聴取を行っていただくこととなりますが、予め本市との調整が必要となりますので、下記2を参照のうえ、事前に本市への申込を行ってください。

(4) 公認会計士・税理士等からの意見聴取【図の④】

- 計画原案の策定後、充実残額及び充実計画における事業費の計算結果について、公認会計士・税理士等、財務の専門家からの意見聴取を行い、「手続実施結果報告書」(別紙2)の提出を受けてください。
- 財務の専門家とは、公認会計士、税理士の他、監査法人、税理士法人をいい、これらに該当していれば、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を有する評議員、監事等(理事長を除く。)であっても差し支えありません。

(5) 評議員会の承認【図の⑤】

(3)、(4)で必要な意見聴取を行った計画原案について、評議員会において承認を得たうえで、法人としての計画案を確定してください。

※ 評議員会に諮る計画原案については、あらかじめ理事会においても承認を得る必要があります。

(6) 所轄庁(京都市)への申請【図の⑥】

- 評議員会の承認後、次の書類一式を、平成29年6月30日(金)までに本市(監査指導課又ははぐくみ創造推進室)に提出してください。
 - ア 社会福祉充実計画承認申請書(別紙3)
 - イ 社会福祉充実計画(別紙1)
 - ウ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録(写)
 - エ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)(別紙2)
 - オ 社会福祉充実残額の算定根拠
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)
 - カ その他必要な資料

2 地域公益事業に関する意見聴取の手続について

地域公益事業に関する地域への意見聴取(上記1(3))を行う必要がある法人においては、事業実施区域の推進委員会(平成29年度においては、6月上旬～中旬開催予定)に出席し、実施する地域公益事業の内容等を説明のうえ、委員からの意見聴取を行っていただく必要があります(意見聴取の場には、本市職員も出席します)。

(1) 意見聴取の手順について

ア 意見聴取の事前申込

次の書類を本市(監査指導課又ははぐくみ創造推進室)に提出してください。

(平成29年5月19日(金)まで)

- (ア) 地域公益事業に係る意見聴取申込書(別紙4)
- (イ) 社会福祉充実計画原案
- (ウ) 社会福祉充実残額の算定根拠
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート(平成28年度決算に基づくもの)
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)

(エ) その他必要な資料

イ 本市との事前調整

必要に応じ、事業内容に関して本市から聴取りをさせていただくなど、事前調整を行います。

ウ 推進委員会への出席及び意見聴取

○ 申込があった法人には、予め推進委員会の開催日及び会場を通知しますので、指定の時間までに会場にお越しください。

○ 意見聴取の場における本市と各法人の役割分担は、次のとおりとなります。

本市：司会進行、制度に関する質疑応答

法人：地域公益事業の内容に関する説明、事業内容に関する質疑応答

○ 意見聴取については、次に掲げる内容について行います。

- ・ 地域の福祉課題に関すること
- ・ 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ・ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ・ 関係機関との連携に関すること

エ 意見聴取結果の計画原案への反映

聴取した意見及び計画原案への反映状況について、「社会福祉充実計画承認申請書」の「地域協議会等の意見とその反映状況」に記載してください。

(2) 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

○ 複数の地域にまたがって地域公益事業を公益的に行う場合の取扱いについては、原則として、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域の推進委員会において意見聴取を行うこととなります。

○ また、本市外の区域において、地域公益事業を実施する場合は、当該区域の市町村が設置する地域協議会等への意見聴取が必要となります。当該市町村への実施方法の確認等は、本市において行いますので、該当する場合は、予定の段階で構いませんので、予め本市に協議を行ってください。

【図】 社会福祉充実計画の策定及び承認申請の流れ

